

令和 8 年 7 月24日

一般競争入札公告

株式会社千葉県食肉公社受変電設備等改修に伴う工事に関する事後審査方式制限付一般競争入札について下記の通り公告します。

株式会社千葉県食肉公社
代表取締役 鵜 澤 国 夫

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 工事名等 | 千葉県食肉公社受変電設備等改修工事 |
| ② 工事場所等 | 千葉県旭市鎌数 6354 番地の 3 食肉公社内 |
| ③ 工 期 | 契約締結日の翌日 から 令和 9 年 1 月 31 日 |
| ④ 工事内容 | 受変電設備の更新等 |
| ⑤ 入札保証金 | 免除 |
| ⑥ 契約保証金 | 請負代金の 10 分の 1 以上(履行保証保険での補償も可能とする) |
| ⑦ 最低制限価格 | 有 |
| ⑧ 部分払 | 無 |
| ⑨ 前金払 | 無 |
| ⑩ 工事費内訳書の提出 | 有 |

2 入札参加資格

- ① 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、官公庁が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- ③ 千葉県内に建設業法に基づく許可（業種：電気工事）を得た本店を有するもの
- ④ 公告日から落札決定までの期間に、官公庁の契約に係る入札参加停止措置等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 公告日から落札決定までの期間に、官公庁の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 過去5年以内に受変電設備を含む新築・改修電気工事について元請けとして施工し、引渡しが完了した実績を有しているもの

3 入札条件等

- ① 入札方法 一般競争入札
- ② 予定価格 有

4 設計図書の配布方法

- ① 配布期間 公告日から令和 8 年 8 月 7 日(金)
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- ② 配布時間 午前 10 時から午後 3 時まで
ただし、令和 8 年 8 月 7 日(金)は午前9時から午前10時まで
- ③ 配布場所 〒289-2505 千葉県旭市鎌数 6354 番地の 3
千葉県食肉公社 担当：内藤 隆司
電話 0479-62-1073 e-mail: naito@cmipc.co.jp
- ④ 配布方法 入札に参加を希望する者は上記期間内に③に記載する担当者へ電話にて
設計図書の授受する旨を伝え、受取時間の予約をすること。
配布設計図書は電子媒体となるので、引き換え用に空の CD-R を持参のう
え来社すること。

5 設計図書に関する質疑

質疑等がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

- ① 受付期間及び方法
令和 8 年 7 月 24 日(金)～から令和 8 年 8 月 7 日(金) 午前 10 時から午後 3 時まで
提出方法は、下記メールにて行うこと(任意様式)
e-mail: naito@cmipc.co.jp
- ② 質疑に対する回答
質疑書に対する回答は、令和 8 年 8 月 21 日(金) 午前10時までに、入札参加業者担当者様宛
にメールにて回答をお伝えします。(質問書以外の質問は一切受け付けません)

6 入札執行の日時・会場

入札執行の日時 令和 8 年 8 月 31 日(月) 午後 1 時 30 分
入札会場 〒289-2505 千葉県旭市鎌数 6354 番地の 3
千葉県食肉公社 管理棟 2階 会議室
入札方法 1回目入札時には入札書及び工事費内訳書を提出すること。
代理人が入札を行う場合は委任状を提出すること。

7 落札者の決定

- ① 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- ② 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。

なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

(再度入札は2回までとする。)

- ③ 上記②によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

ア 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）

イ 再度入札において、入札に応じるものが1社のみとなった場合。

条件1 随意契約であっても契約額は予定価格範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。

- ④ 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

- ⑤ 落札候補者となった者は、下記の書類を指定された期日内に提出をすること。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 配置技術者の資格を証明できるもの

ウ 配置技術者との恒常的雇用関係を証明できるもの

エ 営業所専任技術者との重複の有無を確認できるもの

オ 工事の施工実績を証明できるもの

8 入札にあたっての注意事項

- ① 代理人にて入札をさせる場合は、委任状を提出すること。

- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③ 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

- ④ 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。

- ⑤ 談合等の不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。

- ⑥ 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

オ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

カ 次に掲げる入札をした者がした入札

・入札書の押印がないもの

- ・記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- ・押印された印影が明らかでないもの
- ・記載すべき事項の記入のないもの、又は記載した事項が明らかでないもの
- ・代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- ・2者以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2者以上の者の代理人をした者がしたもの

⑦ 全各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 契約方法等

- ① 落札決定から本契約までの間に自治体の契約に係る入札参加停止等の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- ② 契約保証金の徴収は、請負代金額が300万円以下の場合に免除する
- ③ 本契約の締結は、弊社の取締役会の承認を受けた後とする。